

教育委員会 11 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会11月定例会
開催日 平成30年11月27日（火）午後1時30分～午後2時20分
開催場所 上下水道局3階 会議室
出席者 高須教育長、真野教育長職務代理者、藤田委員、玉井委員、坂本委員、秋元委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、有山教育監、野呂教育監、良社会教育部長、宮永学校教育部次長兼施設給食課長、藏守社会教育部次長兼社会教育課長、高宮教育政策総務課長、谷口施設給食課長、若林学務課長、山口教育指導課長、遠藤教育研修センター所長、玉川社会教育課長、寺西文化スポーツ室課長、尾崎中央図書館長、川原青少年課長、田中青少年課長、中村教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、河野（教育政策総務課担当）

○高須教育長

ただ今から、教育委員会11月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は、秋元委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が2件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。事務局から説明をお願いいたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書、また、別冊資料としまして、報告第22号、市長からの意見聴取についてでございます。

以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書1ページ、11月教育委員会の一般事務報告についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

11月の一般事務報告をいたします。

まず、11月19日に総合教育会議を開催いたしました。

次に、11月20日に学校訪問、教育委員懇話会を開催いたしました。

次に、11月21日に市町村教育委員会研究協議会全体会、22日に市町村教育委員会研究協議会分科会が開催されました。

最後に、本日11月27日に教育委員会11月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。

10月15日から11月9日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で12件ございました。

そのうち新規は1件でございます。内容につきましては、今後訪れる超高度情報化社会の課題を解決し、より良い社会の実現を目指すことを目的としたプログラミングの競技大会でございます。

その他、継続の後援が11件ございました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

11月の事務報告をさせていただきます。

11月20日、21日の二日間にわたって、寝屋川市小学校音楽会が市民会館で開催されました。全ての小学校から一つの学年が出演しまして、合唱と合奏の発表がありました。どの学校も心が一つとなった素晴らしい発表でした。

また、11月21日にイングリッシュプレゼンテーションコンテストの予選会が教育研修センターで開催されました。どの生徒も、一生懸命に練習した成果を発表しておりました。なお、本選につきましては、1月12日に開催されます。是非、御時間ございましたら、御参加をいただき、子供たちの姿を御覧いただけましたらと思っております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、蔵守次長。

○蔵守社会教育部次長兼社会教育課長

一点報告させていただきます。

11月6日に第2回寝屋川市立エスポール指定管理者選定委員会を開催させていただきました。内容といたしましては、10月16日に開催した第1回目の書類選考に引き続き、第2回目の審査としまして、プレゼンテーション、ヒアリング審査を行いました。

た。その結果、特定非営利活動法人 和を指定管理者候補者として選定いただきました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、寺西課長。

○寺西文化スポーツ室課長

11月の一般事務報告につきまして御報告申し上げます。

11月3日から4日にかけて、寝屋川文化芸術祭を開催いたしました。

11月3日には、市民会館大ホールにおきまして、式典並びに直木賞受賞作家の門井氏の講演会を開催しました。市民会館、アルカスホールを始め、各施設には二日間で延べ2万1,400人の来場がございました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に、2ページ、11月・12月の教育委員会行事計画書について、お伺いいたします。

事務局から、何かございませんか。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

まず、12月3日から18日まで開催されます12月市議会定例会でございしますが、12日から14日まで一般質問が行われます。

次に、12月25日に教育委員懇話会、教育委員会12月定例会の開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、御出席賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

12月の行事計画を報告させていただきます。

12月21日に中学生サミットが教育研修センターで開催されます。後期の新しい生徒会役員による顔合わせと自校紹介、その後環境・いじめ撲滅・笑顔挨拶の三部門での交流等が行われる予定でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

小学生サミットについては、どうされる予定ですか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

この12月に開催しますのは中学生だけということで、小学生につきましては、別途違う形で交流等を行ってまいりたいと考えております。

○高須教育長

具体的に何か決まっていますか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

まだ現状は決まっておりません。

○高須教育長

はい、分かりました。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、11月・12月の教育委員会行事計画書については、予定どおりよろしく願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第22号、市長からの意見聴取についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第22号、市長からの意見聴取について、12月市議会定例会において提出される教育委員会に係る議案につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、教育長において異議ないものとして臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、当議案の内容につきまして、一括して御説明いたしますので、別冊資料を御覧ください。

まず、専決処分の報告（平成30年度寝屋川市一般会計補正予算（第6号））（教育委員会関係分）について、御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第6号の補正予算につきましては、平成30年9月4日の台風21号により損傷を受けた公共施設等の原状復旧のための緊急修繕の実施など、早期の対応が不可欠な経費について補正を行うものでございます。

それでは、内容につきまして御説明いたします。

まず、歳入でございます。

款：繰入金、項：基金繰入金、目：財政調整基金繰入金、補正額7,493万8,000円に

つきましては、公共施設等の原状復旧等の経費の財源として、繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款：教育費、項：教育総務費、目：教育委員会総務費、補正額55万円につきましては、旧明德小学校に係る修繕料でございます。

続きまして、2ページでございます。

目：教育指導費、補正額16万円につきましては、啓明小学校に係る修繕料でございます。

続きまして、目：教育研修センター費、補正額1,221万1,000円につきましては、教育研修センターに係る修繕料でございます。

続きまして、項：小学校費、目：学校管理費、補正額3,662万5,000円につきましては、1 学校備品等の充実に要する経費として、南小学校ほか12校に係る一般消耗品費67万2,000円、及び、修繕料30万3,000円、並びに、2 学校園施設管理業務に要する経費として、全市立小学校に係る修繕料2,615万円、及び、委託料950万円を合わせたものでございます。

続きまして、目：学校保健体育費、補正額9万円につきましては、木田小学校に係る修繕料でございます。

続きまして、3ページでございます。

項：中学校費、目：学校管理費、補正額1,913万6,000円につきましては、1 学校備品等の充実に要する経費として、第一中学校ほか6校に係る一般消耗品費43万6,000円、並びに、2 学校園施設管理業務に要する経費として、全市立中学校に係る修繕料1,420万円、及び、委託料450万円を合わせたものでございます。

続きまして、目：学校保健体育費、補正額78万5,000円につきましては、第六中学校ほか2校に係る修繕料でございます。

続きまして、項：幼稚園費、目：幼稚園管理費、補正額460万円につきましては、1 公立幼稚園運営・管理業務に要する経費として、北幼稚園ほか2園及び旧明德幼稚園に係る修繕料190万円、並びに、4ページの2 学校園施設管理業務に要する経費として、全市立幼稚園に係る修繕料220万円、及び、委託料50万円を合わせたものでございます。

続きまして、項：社会教育費、目：図書館費、補正額18万1,000円につきましては、萱島駅前返却ポストに係る修繕料でございます。

続きまして、目：留守家庭児童会費、補正額60万円につきましては、木屋及び石津小学校の留守家庭児童会に係る修繕料でございます。

続きまして、寝屋川市総合教育研修センター条例の制定について、御説明いたします。別冊資料の6ページを御覧ください。

それでは条文の朗読を省略させていただき、制定理由及び制定内容につきまして御説明いたします。

まず、制定理由につきましては、教育の充実及び振興を図り、総合教育研修センターを設置するため、本条例を制定するものでございます。

次に、制定内容につきましては、まず、第1条（目的及び設置）としまして、寝屋川市における教育の充実及び振興を図るため、総合教育研修センターを設置することを定めております。

次に、第2条（名称及び位置）としまして、総合教育研修センターの名称及び位置について定めております。

次に、第3条（事業）としまして、総合教育研修センターは、教育に関する次の事業を行うことを定めております。

一つ目に、「教育関係職員の研修」等、研修及び研究に関する事業について、

二つ目に、「教育相談」「不登校の児童生徒の学習指導及び生活指導」等、教育支援に関する事業について、

三つ目に、児童生徒等の英語力の向上等に関する事業について、

四つ目に、その他必要な事業について定めております。

次に、第4条（職員）としまして、総合教育研修センターの職員について定めております。

最後に、第5条（委任）としまして、教育委員会規則への委任について定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行し、また、寝屋川市教育研修センター設置条例は廃止いたします。

続きまして、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、御説明いたします。別冊資料の9ページを御覧ください。

それでは条文の朗読を省略させていただき、改正理由及び改正内容につきまして御説明いたします。

まず、改正理由につきましては、現行の寝屋川市就学指導委員会を寝屋川市教育支援委員会に改組するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正内容につきましては、附属機関の改正でございまして、教育委員会の附属機関である寝屋川市就学指導委員会を、障害のある児童及び生徒の就学及び教育の支援についての審議に関する事務を担任事務とする寝屋川市教育支援委員会に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

続きまして、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、御説明いたします。別冊資料の11ページを御覧ください。

それでは条文の朗読を省略させていただき、改正理由及び改正内容につきまして説明いたします。

まず、改正理由につきましては、一般職の職員の給与について、給料月額、勤勉手

当等の改定を行う等のため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正内容につきましては、まず、第1条といたしまして、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、12ページから16ページにあります別表第1及び第2の給料表の給料月額を平均0.18%（571円）引き上げるものでございます。

また、勤勉手当の改定としまして、12月期の支給割合を100分の95（再任用職員にあっては100分の47.5）とするものでございます。

次に、17ページを御覧ください。

第2条といたしまして、同じく寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の130（再任用職員にあっては100分の72.5）とするものでございます。

また、勤勉手当の改定としまして、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の92.5（再任用職員にあっては100分の45）とするものでございます。

次に、第3条といたしまして、寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございまして、特定任期付職員及び任期付常勤・短時間勤務職員に適用する給料表の給料月額を引き上げるものでございます。

また、期末手当の改定としまして、特定任期付職員に支給する期末手当について、12月期の支給割合を100分の170とするものでございます。

次に、18ページを御覧ください。

第4条としまして、同じく寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございまして、特定任期付職員に支給する期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の167.5とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとし、第2条及び第4条につきましては、平成31年4月1日から施行いたします。

また、第1条及び第3条につきましては、平成30年4月1日から適用し、それぞれ、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例による給与の内払とみなすものといたします。

続きまして、寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明いたします。別冊資料の21ページを御覧ください。

それでは条文の朗読を省略させていただき、改正理由及び改正内容について御説明いたします。

まず、改正理由につきましては、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の改定を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正内容につきましては、まず、第1条といたしまして、市長、副市長及び教育委員会教育長に支給する期末手当について、平成30年12月期の支給割合を「100分の232.5」に改めるものでございます。

次に、第2条といたしまして、平成31年度以後においては6月期と12月期の支給割

合をそれぞれ「100分の222.5」とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとし、第2条につきましては、平成31年4月1日から施行いたします。

また、第1条につきましては、平成30年12月1日から適用し、改正前の条例に基づいて支給された手当は、改正後の条例による手当の内払とみなすことといたします。

続きまして、寝屋川市立エスポアール条例の一部改正について、御説明いたします。別冊資料の23ページを御覧ください。

それでは条文の朗読を省略させていただき、改正理由及び改正内容につきまして説明いたします。

まず、改正理由につきましては、寝屋川市立エスポアールについて、旧館の解体撤去及び新館の改修による施設の見直しを行うことに伴い、必要な規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正内容につきましては、利用料金の改正でございまして、別表の改正は、「和室1」を「和室」とし、「和室2」「会議室1」及び「会議室2」を廃止するとともに、「集会室」の利用区分を設けまして、その利用に係る利用料金は、23ページのブロック内の左から午前500円、午後650円、夜間500円とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行いたします。

続きまして、寝屋川市立池の里市民交流センターの一部改正について、御説明いたします。別冊資料の25ページを御覧ください。

それでは条文の朗読を省略させていただき、改正理由及び改正内容について御説明いたします。

まず、改正理由につきましては、寝屋川市立池の里市民交流センターについて、総合センターの機能移転による施設の見直しを行うことに伴い、必要な規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正内容につきましては、センターの使用料（別表第1、別表第2関係）でございまして、まず別表第1の改正につきましては、グラウンドの使用に係る使用料を、ブロック内の左から午前・午後A・午後Bそれぞれ1,000円から500円とし、次に、別表第2の改正は、多目的室の使用に係る使用料を同じく左から午前・午後A・午後B・夜間それぞれ上記の表の金額から全て400円とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行いたします。

続きまして、寝屋川市立青少年の居場所条例の制定について、御説明いたします。別冊資料の27ページを御覧ください。

それでは条文の朗読を省略させていただき、改正理由及び改正内容について御説明いたします。

まず、制定理由につきましては、総合センターの機能移転に当たり、青少年の居場所の位置付けを明確にするため、本条例を制定するものでございます。

次に、制定内容につきましては、まず、第1条（目的及び設置）といたしまして、

青少年が自由に交流や活動を行うなど安心して過ごすことのできる環境の整備を図るため、青少年の居場所を設置することを定めております。

次に、第2条（名称及び位置）といたしまして、寝屋川市立青少年の居場所の名称及び位置について定めております。

次に、第3条（事業）といたしまして、青少年の交流と活動の場その他青少年の居場所の提供に関する事業及び当該事業に附帯する事業を行うことを定めております。

次に、第4条（利用することができる者の範囲）といたしまして、青少年の居場所を利用できる者は、寝屋川市立中学校の生徒その他寝屋川市に住み、働き、又は学ぶ者で教育委員会規則において定めるものとしております。

次に、第5条（利用の手続）といたしまして、事前登録及び利用の申出について定めております。

次に、第6条（特別の設備の設置及び変更の禁止）といたしまして、利用者は、施設に特別の設備を設け又は変更を加えてはならないことを定めております。

次に、28ページを御覧ください。第7条（利用の制限等）といたしまして、教育委員会は、利用の状況に照らし、運営上利用が困難であると認めるときなどは、利用の制限等を行うことができることを定めております。

次に、第8条（原状回復の義務）といたしまして、利用者は、利用を終了したときは、直ちに、原状に回復しなければならないことを定めております。

次に、第9条（汚損等の場合における原状回復及び損害賠償）といたしまして、利用者は、青少年の居場所又はその附属設備（物品を含む。）を汚損・毀損等したときは、教育委員会の指示するところに従い、原状に回復し又はその損害を賠償しなければならないことを定めております。

最後に、第10条（委任）といたしまして、教育委員会規則への委任について定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行いたします。

続きまして、平成30年度寝屋川市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会関係分）につきまして、御説明します。29ページを御覧ください。

歳出でございます。全て、職員数変動等に伴う人件費等の精算に係る補正でございます。

款：教育費、項：教育総務費、目：教育委員会総務費2,841万3,000円の追加補正でございます。

次に、30ページでございます。

目：教育研修センター費10万円の減額補正でございます。

項：小学校費、目：学校管理費1,825万5,000円の減額補正でございます。

次に、31ページでございます。

目：学校給食費4,821万7,000円の減額補正でございます。

次に、32ページでございます。

項：中学校費、目：学校管理費853万8,000円の追加補正でございます。

項：幼稚園費、目：幼稚園管理費35万5,000円の減額補正でございます。

次に、33ページでございます。

項：社会教育費、目：社会教育総務費491万9,000円の減額補正でございます。

次に、34ページでございます。

目：図書館費699万3,000円の追加補正でございます。

目：青少年教育費2万1,000円の減額補正でございます。

目：留守家庭児童会費1,317万3,000円の減額補正でございます。

次に、35ページでございます。

項：社会体育費、目：社会体育総務費30万5,000円の減額補正でございます。

続きまして、指定管理者の指定（寝屋川市立エスポアール）について、御説明いたします。37ページを御覧ください。

寝屋川市立エスポアールの指定管理者を指定するため、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の第5条の規定に基づき、寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会の意見を聴き、審査を行った結果、指定管理者の候補者として、特定非営利活動法人 和を選定いたしました。

なお、指定の期間としましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、指定管理者の指定期間の変更について、御説明いたします。38ページを御覧ください。

まず、変更する理由といたしましては、寝屋川市立中央公民館は、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により被害を受けたため、当分の間、休館せざるを得ない状況であることから、その管理に係る指定管理者の指定の期間を変更するためでございます。

次に、変更する内容といたしましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間で平成27年4月1日から平成30年12月31日までの3年9か月間とするものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

では、ただ今の報告を受けまして、順次、御質問をお受けいたします。

まず始めに、専決処分の報告（平成30年度寝屋川市一般会計補正予算（第6号））（教育委員会関係分）について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、寝屋川市総合教育研修センター条例の制定について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、寝屋川市立エスポアール条例の一部改正について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、寝屋川市立池の里市民交流センター条例の一部改正について、御質問はございませんか。

では、私からお聞きします。

先ほどの説明の中で、エスポアールの利用時間帯の区分は、午前・午後・夜間、また池の里市民交流センターの利用時間帯の区分は、午前・午後A・午後B・夜間とありました。これらの利用時間帯は、どのように区別していますか。双方の施設の利用時間帯を同様にする必要はないのかという部分も含めて説明をお願いします。

はい、寺西課長。

○寺西文化スポーツ室課長

25ページの池の里市民交流センターの多目的室の場合は、午前は午前9時から午後0時まで、午後Aは午後0時から午後3時まで、午後Bは午後3時から午後6時まで、夜間が午後6時から午後9時まででして、3時間単位での区分となっております。

○高須教育長

別表第1は、午前・午後A・午後Bという3つの区分ですが、これについて説明をお願いします。

はい、寺西課長。

○寺西文化スポーツ室課長

別表第1は、グラウンドの使用料についてでして、別表第2が多目的室の使用料となっております。

○高須教育長

グラウンドについては、夜間がなく、時間帯は同様であるということですか。

○寺西文化スポーツ室課長

はい、おっしゃるとおりです。

○高須教育長

池の里市民交流センターは午後6時までということですね。では、エスポアールの方はどうですか。

はい、藏守次長。

○藏守社会教育部次長兼社会教育課長

エスポアールにつきましては、午前・午後・夜間という区分になっておりまして、午前は午前9時から午後0時まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後6

時から午後9時でございまして、午前の利用時間は3時間、午後は4時間、夜間は3時間となっております。

○高須教育長

各利用時間の間に1時間の空白時間があるのはなぜですか。

はい、蔵守次長。

○蔵守社会教育部次長兼社会教育課長

各利用時間内での準備及び片付けをお願いしているところがございますが、前後の調整の時間帯として、1時間という時間を定めているものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

分かりました。

しかしながら、同じ教育委員会として、利用時間帯の区分を同様にする方が良いのではないかと考えますので、今後の検討事項としておいてください。

ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、寝屋川市立青少年の居場所条例の制定について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、平成30年度寝屋川市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会関係分）について、御質問はございませんか。

はい、藤田委員。

○藤田委員

幼稚園費や社会教育費等が減額されていますが、これらは人件費等をもって減額されたということですね。仕事内容が効率化された等の理由から、人件費が減額されたということでしょうか。その点について教えてください。

○高須教育長

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

予算上の人員配置と、実際の人員配置は異なりますので、そういった差額の分を含め、人件費や共済費等の減額補正等が発生し、それらの総額となっております。

○藤田委員

分かりました。ありがとうございます。

○高須教育長

ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、指定管理者の指定（寝屋川市立エスポール）について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、指定管理者の指定期間の変更について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第22号、市長からの意見聴取については、報告どお

りで決めます。

次に、4ページでございます。

報告第23号、個人情報開示拒否決定に係る審査請求に対する審査請求人への弁明書の送付及び反論書等の提出に係る文書の送付についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第23号、個人情報開示拒否決定に係る審査請求に対する審査請求人への弁明書の送付及び反論書等の提出に係る文書の送付について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求めますのでございます。

内容につきましては、5ページを御覧ください。

本件につきまして、平成30年3月22日に、学校の運動会の開会式の記録及び卒業式の記録に係る2件の個人情報開示請求があり、いずれの開示請求に対しても、平成30年4月5日に個人情報開示拒否決定を行いました。平成30年7月10日付けで、双方の処分に対する審査請求が提出されたものでございます。

今回の審査請求につきましては、5ページにあります1 弁明書（副本）の送付としまして、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第29条第5項の規定に基づき、審査請求人に対して、弁明書を送付するとともに、2 反論書等の提出にあります法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第30条第1項に基づき、審査請求人に対し、弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面を提出することができる旨、及び法第32条第1項の規定に基づき、証拠書類又は証拠物を提出することができる旨の文書の送付を行ったものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

こちらが弁明書でございます。弁明書に関しましては、8ページから12ページにわたり、運動会及び卒業式の記録に対する開示拒否決定の理由や審査請求の趣旨及び理由、審査請求の理由に関する意見等を示させていただき、本件処分に違法又は不当なところはないため、棄却するとの裁決を求めるとしております。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第23号、個人情報開示拒否決定に係る審査請求に対する審査請求人への弁明書の送付及び反論書等の提出に係る文書の送付については、報告どおり決めます。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして、教育委員会11月定例会を終了させていただきます。